

児童手当『現況届』についてのお知らせ

令和4年6月より、原則提出不要となった現況届ですが、**対象となる方には通知文書を送付します。**

【対象者の例】…児童を別居監護している方、同居父母で配偶者と離婚協議中の方、DV避
難者、受給者と配偶者の所得が逆転した方等

以下に該当する方は、手続きが必要となりますので、該当する可能性のある方はお早めに健康福祉課までご連絡ください。

■公務員となり、所属長から手当を支給される方

村での消滅手続きが必要です。所属長と村の二重受給の可能性があるので、返還いただくこととなりますのでご注意ください。

■所得超過で資格喪失した方で、前年度の所得の減少により支給対象となる方

5～6月中に村民税の「納税決定通知書」がお手元に届き、右表の所得上限限度額以内となった場合、**15日以内**に新規認定請求のお手続きが必要です。

【児童手当限度額表】

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれ ない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円 以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円 以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円 以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円 以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※計算方法の詳細は村HPへ掲載しております。



村 HP 児童手当QRコード



健康福祉課 福祉グループ
☎0175-28-5800

特設人権相談所・行政相談所 同日開設

一人で悩まないで、まず相談してみましょう！

人権擁護委員が、みなさんの悩みや心配ごとの人権相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、ご相談ください。

【行政区】 人権擁護委員名
目名 横山 敏久
白糠 澤頭 進
石持 笹竹 慶子
砂子又 沢田 要一

毎日の暮らしの中で困ったことはありませんか？

毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき最も身近な相談相手になるのが行政相談委員です。相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。

1. 開催日時 6月5日(水) 10:00~15:00

2. 開催場所 東通村役場 4階和室

【行政区】 行政相談委員名
砂子又 沢田 要一

●人権相談に関する問合せ先 住民課 ☎0175-33-2135 (内163)

●行政相談に関する問合せ先 総務課 ☎0175-33-2208 (内274)